農業経営意向調査 実施中止

毎年1月1日現在で10 a以上経営面積を有している農家の方を対象に実施しております農業経営意向調査は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年は中止とさせていただきます。

なお、昨年実施いたしました調査内容の農業従事日数等に変更が生じた場合は、町農業委員会事務局へ届出してください。

問農業委員会事務局 **Ⅲ**(57)4109

〜野木町にお住まいの方〜 令和3年農業用免税軽油に係る申請

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免 税証を一括して交付しております。

今年度は、野木町役場(新館2階大会議室)で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。

【受付日、受付時間、対象地区および受付会場】

受付日	受付時間、	対象地区
令和3年1月21日(木)	9:30〜11:30 友沼学区 (松原含む)	13: 00〜15: 00 南赤塚学区 (丸林西含む)
令和3年1月22日(金)	9:30~11:30 野木学区 佐川野学区	

【受付会場】野木町役場新館2階大会議室

受付日	受付時間、対象地区	
令和3年1月12日(火)	9:00~11:30 共同•受委託	13: 00~15: 30 共同•受委託

【受付会場】栃木県庁小山庁舎福利厚生棟2階

- ※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
- ※更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力 をお願いします。
- ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県 税事務所にお問い合わせください。
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用及び体温測定の協力をお願いします。
- ※発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせていただきますようお願いします。

【申請の際に持参するもの】

- 1. 免税軽油使用者証
- 2. 印鑑
- 3. 免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証 (原本)を添付。)
- ※新規申請以外の方
- 4. 使用者証更新手数料 420円
- ※新規申請及び使用者証更新の場合
- 5. 耕作証明書
- ※新規申請及び耕作面積が変更になった場合(使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。)

【注意事項】

- ①新規申請の方は、免税証の交付は後日になり ます。
- ②令和3年一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在令和3年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。
- ③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ④国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、 処分解除の日から2年を経過しなければ申請 できません。

問栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 ■0282(23)6882

農業委員会事務局(耕作証明書について) Ⅲ(57)4109

